

# 洋光台六丁目南地区地域まちづくりルール運営委員会 会則

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「洋光台六丁目南地区地域まちづくりルール運営委員会（以下「運営委員会」という。）」と称し、事務局を委員長宅に置く。

(区域)

第2条 運営委員会の活動の対象区域は、横浜市磯子区洋光台六丁目区域のうち、「洋光台六丁目南地区地域まちづくりルール（以下「ルール」という。）」に定める対象区域とする。

(目的)

第3条 運営委員会は、自治会と連携しながら、将来にわたって、ゆとりある優良な住環境が維持され、住民特性や暮らしの変化に対応できる低層の戸建住宅街にふさわしいまちを維持増進していくルールの適切な運営を行なうことを目的とする。

(活動内容)

第4条 運営委員会は、前条の目的を達成するため、ルールに関する次の事項について行なうものとする。

- 一 建築計画届出書の審査に関する事項
- 二 ルールの適合への要請に関する事項
- 三 住民・地権者等変更届出書の受理に関する事項
- 四 運営委員会が総会を主催する場合の運営に関する事項
- 五 ルールの運営状況の把握および横浜市への報告
- 六 その他ルールの運営に必要な事項

## 第2章 運営委員会

(委員の構成)

第5条 運営委員会の委員は、洋光台六丁目南自治会、洋光台6丁目南第一建築協定運営委員会、洋光台まちづくり協議会及び公募による者の中から、それぞれ2名程度を目安に選任し、10名を超えないものとする。なお、公募による者は、区域内の住民、地権者及び事業者（以下「住民・地権者等」という。）に限るものとする。

(委員の選任)

第6条 委員の選任は総会の承認を得るものとする。

- 2 運営委員会に、委員長、副委員長、事務局長、会計及び監事各1名を委員の互選により選任するものとする。

(委員の職務)

第7条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 3 事務局長は、運営委員会の事務を総括する。
- 4 会計は、運営委員会の会計を担当する。
- 5 監事は、運営委員会の会計事務を監査する。

(委員の任期及び交代の範囲)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第9条 運営委員会は、会則に違反又は会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の決議により委員を解任することができる。

(自治会との関わり)

第10条 運営委員会は、ルールを達成するために必要な場合は、洋光台六丁目南自治会の要請に応じて、住民・地権者等変更届出書の記載事項等必要な情報を提供することができる。

### 第3章 総会の運営

(定例総会)

第11条 定例総会は、毎年度終了後2か月以内に開催する。

- 2 定例総会は、次の事項を審議する。
  - 一 ルールの改正、継続又は廃止の承認
  - 二 運営委員会の会則の改正又は廃止の承認
  - 三 委員の承認
  - 四 ルールの運営状況の報告の承認
  - 五 運営委員会の会計報告の承認
  - 六 その他会務運営上必要な事項
- 3 定例総会は、住民・地権者等が参加できるものとし、委任状を含む住民・地権者等の過半数の出席を以って成立する。
- 4 議事は、出席者の過半数で決する。

(臨時総会)

第12条 臨時総会は、委員長が必要であると判断した場合又は委員の要求に基づき運営委員会が認めた場合に開催することができる。

- 2 臨時総会は、住民・地権者等が参加できるものとし、委任状を含め住民・地権者等の過半数の出席を以って成立する。
- 3 議事は、出席者の過半数で決する。

### 第4章 雑則

(経費)

第13条 運営委員会の経費は、洋光台六丁目南自治会からの助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 運営委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(運営委員会への委任)

第15条 本会則施行のため必要な事項は、別途、運営委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成26年8月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 運営委員会の初年度の委員は、第8条の規定にかかわらず、委員の承認の日から翌年度の3月31日までとする。
- 3 運営委員会の初年度の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、運営委員会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。